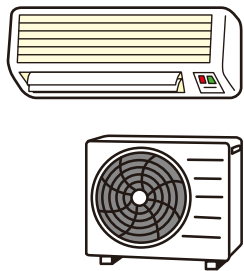




家電リサイクル法の対象となる家電製品

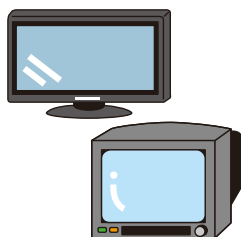
家電4品目

エアコン

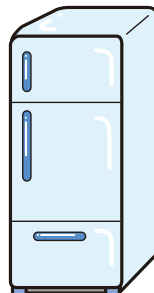


テレビ

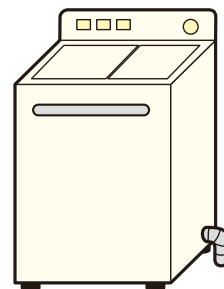
・ブラウン管式・液晶式
・プラズマ式



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



『家電リサイクル法』では、不用になった家電4品目は、「消費者がリサイクル料金を負担すること」、「販売店が引き取ること」、「家電メーカーがリサイクルすること」が義務付けられています。



■出し方

家電の引き取りを依頼する場合

※引き取り・支払いの方法、収集運搬料金は、依頼先により異なります。詳しくは依頼先にご確認ください。

家電を買い換えるか、又は、新しく購入しますか？

いいえ

はい

購入する販売店に家電の引き取りを依頼してください。

引き取りを依頼する家電を購入した販売店が近くにありますか？

いいえ

はい

購入した販売店に引き取りを依頼してください。

- ◎引越しなどで販売店が近くにない。
- ◎販売店が廃業している。
- ◎もらった物で販売店がわからない。

はい

松原市の廃家電受付電話に依頼してください。

TEL072-332-8483

平日の午前8時15分～午後4時45分まで受け付けています。

■料 金

リサイクル料金は、メーカーや形式によって違いがあります。

※リサイクル料金を振り込む場合、別途振込料金がかかります。詳しくは郵便局にてお問い合わせください。

◆リサイクル料金・対象品目に関するお問い合わせ先

一般財団法人
家電製品協会 家電リサイクル券センター
フリーダイヤル

0120-319-640

午前9時00分から午後6時00分まで、日・祝日休み
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp>

収集運搬料金・・・市に依頼される場合は1台につき2,700円です。
販売店に依頼される場合は、販売店にて収集運搬料金を確認してください。

※指定引取場所にご自身で持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。

※原則として市では収集できません。